



長野県報

12月1日(月)
平成15年
(2003年)
第1513号

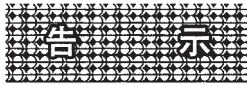
目次

告示

解除予定保安林(森林保全課)..... 1

公告

平成16年度長野県福祉大学校介護福祉学科学生の第2次募集(厚生課)..... 1
争議行為の公表(労政課)..... 2
大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出書及び添付書類の縦覧(産業振興課)..... 2
土地改良区の定款変更認可(土地改良課)..... 2
皆伐面積の限度(森林保全課)..... 3
都市計画事業の事業計画の変更認可(下水道課)..... 4
県営住宅の入居者の募集(住宅課)..... 4
開発行為に関する工事の完了(5件)(建築管理課)..... 6
銃砲刀剣類所持等取締法に基づく講習会(生活保安課)..... 7



長野県告示第539号

農林水産大臣から、次の保安林を解除予定保安林にする旨の通知を受けましたので、森林法(昭和26年法律第249号)第30条の規定により告示します。

平成15年12月1日

長野県知事 田中康夫

1 解除に係る保安林の所在場所

松本市大字蟻ヶ崎字城山西平1222の6

2 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

3 解除の理由

道路用地とするため

森林保全課



公告

平成16年度長野県福祉大学校介護福祉学科学生の第2次募集を次のとおり実施します。

平成15年12月1日

長野県知事 田中康夫

1 募集人員

募集人員は次のとおりとします。

学 科	募集人員
介護福祉学科	若 干 名

2 出願資格

次のア又はイに該当する者であって、児童福祉法施行令(昭和23年政令第74号)第13条第1項第1号の指定を受けた学校その他の施設を卒業して保育士の資格を取得した者(平成16年3月31日までに取得する見込みの者を含みます。)

ア 学校教育法による高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者又は通常の課程による12年の学校教育を修了した者(通常の課程以外の課程により、これに相当する学校教育を修了した者を含みます。)

イ 文部科学大臣においてアに掲げる者と同等以上の資格を有すると認定した者

3 出願手続

(1) 提出書類

ア 入学願書(長野県福祉大学校所定の用紙を使用してください。)

イ 保育士資格取得(見込み)証明書

ウ 入学資格を有することを証する書類((1)のイに該当する者に限ります。)

エ 健康診断書(長野県福祉大学校所定の用紙により、出願前3か月以内に医師が発行するもの)

オ 最終卒業学校等の卒業(見込み)証明書及び成績証明書

カ 面接個人カード(長野県福祉大学校所定の用紙を使用してください。)

キ 返信用封筒2通(1通は80円切手をはった長型3号のもの。1通は角型2号のもので切手をはる必要はありません。ともに出願者の住所、氏名、郵便番号を明記してください。)

(2) 入学審査料

入学審査料(2,200円)は、長野県収入証紙により(入学願書の所定欄にはり、消印しないこと)納付してください。

ただし、県外者で長野県収入証紙が入手困難な場合は「郵便小為替」でも可とします。

(3) 入学願書受付期間

平成15年12月5日(金)から12月15日(月)まで(受付時間は午前8時30分から午後5時15分まで)。ただし、土曜日及び日曜日を除きます。

なお、郵送による場合であっても、平成15年12月15日(月)必着とします。

(4) 入学願書提出先

長野県諏訪市清水2丁目2番15号(郵便番号 392-0007)

長野県福祉大学校

郵送による場合は、封筒の表に「入学願書在中」と朱書き、簡易書留にて提出してください。

(5) 入学審査票の交付

入学願書を受理したときは、入学審査票を交付します。

4 入学審査

(1) 方法

入学審査は、筆記試験、人物考査及び身体検査に基づいて行います。

(2) 期日及び場所

ア 期日 平成15年12月22日(月)

イ 場所 長野県福祉大学校

(3) 審査内容

ア 筆記試験(小論文)

イ 人物考査(面接試験)

ウ 身体検査(健康診断書によります。)

5 合格発表

(1) 期日 平成15年12月26日(金)

(2) 方法

長野県福祉大学校掲示板及び長野県ホームページ(<http://www.pref.nagano.jp>)に掲示するとともに合格者に通知します。なお、電話による問い合わせには応じません。

6 その他

入学願書等の用紙の請求又は入学審査についての問い合わせは、長野県福祉大学校(電話 0266(57)4821)あてに行ってください(郵便により入学願書等の用紙を請求する場合は、請求者の住所、氏名、郵便番号及び希望学科名を明記し、200円切手をはった封筒(角型2号)を同封してください。)

厚生課
高齢福祉課

公告

長野赤十字病院労働組合から年末一時金等の要求に関して、平成15年12月2日以降、長野赤十字病院及び長野赤十字上山田病院における同組合の組合員が従事する全職場において争議行為を行う旨の通知があったので公表します。

平成15年12月1日

長野県知事 田中康夫

労政課

公告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第2項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書及び添付書類を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

平成15年12月1日

長野県知事 田中康夫

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
アグリしののいB区画
長野市篠ノ井布施五明628ほか
- 2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所
グリーン長野農業協同組合
長野市篠ノ井布施高田961-2
- 3 変更しようとする事項
駐輪場の位置及び収容台数

変更前	変更後
13台	13台

位置は届出書に添付された図面のとおり

- 4 変更する年月日
平成16年7月20日
- 5 届出年月日
平成15年11月19日
- 6 届出書及び添付書類の縦覧の場所
長野県商工部産業振興課又は長野県長野地方事務所商工課
- 7 縦覧の期間
平成15年12月1日から平成16年4月1日まで
- 8 意見書の様式
長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱(平成12年5月19日付け12産振第137号)様式第8号による。
- 9 意見書の提出先
長野県商工部産業振興課又は長野県長野地方事務所商工課

産業振興課

公告

平成15年11月25日、佐久平土地改良区の定款変更を認可しました。

平成15年12月1日

長野県知事 田中康夫

土地改良課

公告

平成15年度における保安林の皆伐による立木の伐採につき森林法(昭和26年法律第249号)第34条第1項の許可をすべき皆伐面積の限度は、次のとおりです。

平成15年12月1日

長野県知事 田中 康夫

同一の単位とされる保安林の所在地	保安林の種類	皆伐面積の限度
千曲川上流(南佐久郡、北佐久郡、小諸市、佐久市)	水源かん養保安林 干害防備保安林	2,004.06 ^{ha}
	土砂流出防備保安林	83.06
千曲川中流(小県郡、上田市)	水源かん養保安林 干害防備保安林	1,647.95
	土砂流出防備保安林	53.74
千曲川下流(更級郡、埴科郡、上高井郡、下高井郡、上水内郡、下水内郡、長野市、須坂市、中野市、飯山市、千曲市)	水源かん養保安林 干害防備保安林	1,777.47
	土砂流出防備保安林	316.66
天竜川上流(諏訪郡、上伊那郡、岡谷市、諏訪市、伊那市、駒ヶ根市、茅野市)	水源かん養保安林 干害防備保安林	1,934.68
	土砂流出防備保安林	529.09
天竜川中流(下伊那郡、飯田市)	水源かん養保安林 干害防備保安林	3,084.90
	土砂流出防備保安林	770.04
木曾谷(木曾郡)	水源かん養保安林 干害防備保安林	3,042.17
	土砂流出防備保安林	268.82
中部山岳南部(東筑摩郡、南安曇郡、松本市、塩尻市)	水源かん養保安林 干害防備保安林	1,728.94
	土砂流出防備保安林	680.58
中部山岳北部(北安曇郡のうち池田町、松川村、八坂村及び美麻村、大町市)	水源かん養保安林 干害防備保安林	199.30
	土砂流出防備保安林	108.66
姫川(北安曇郡のうち白馬村及び小谷村)	水源かん養保安林	307.42
	土砂流出防備保安林	68.94
諏訪郡富士見町立沢字稗ノ底4048ハの27ほか4筆	防風保安林	0.08
諏訪郡富士見町境字甲六110の1ほか6筆	防風保安林	0.16
下伊那郡平谷村字合川403の19	防風保安林	0.08
下伊那郡根羽村字ブナ立3370の22ほか1筆	防風保安林	0.04
北佐久郡立科町大字芦田八ヶ野字八ヶ野709ほか3字10筆	保健保安林	6.90
上伊那郡辰野町大字澤底字穴山1361の16ほか6筆	保健保安林	3.94
下伊那郡清内路村3000の1ほか1筆	保健保安林	0.40
下伊那郡上村字ホッタ沢入979の54ほか3筆	保健保安林	0.50
松本市大字入山辺字山辺山北側8961の1681	保健保安林	3.30
東筑摩郡明科町大字光2573の3ほか1大字36筆	保健保安林	12.58
東筑摩郡波田町字立挾8899ほか2筆	保健保安林	3.42
東筑摩郡坂井村字氷室沢8395ほか8字54筆	保健保安林	11.84
東筑摩郡山形村字清水高原7598の129ほか2字25筆	保健保安林	8.78
南安曇郡豊科町大字光1214ほか1大字19筆	保健保安林	3.78

長野市大字上ヶ屋字麓原2471の84ほか1筆	保健保安林	1.00
長野市篠ノ井塩崎字猪平797の1ほか1大字1字4筆	保健保安林	0.56
下高井郡山ノ内町大字平穂7148の31ほか1字2筆	保健保安林	16.14

森林保全課

公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更認可の告示がありましたので、同法第66条の規定により、次のとおり公告します。

平成15年12月1日

長野県知事 田中康夫

1 施行者の名称

長野県

2 都市計画事業の種類及び名称

豊科都市計画、穂高都市計画、三郷都市計画及び堀金都市計画
下水道事業犀川安曇野流域下水道

3 事務所の所在地

豊科建設事務所（南安曇郡豊科町大字豊科4960-1）

4 事業地の所在

(1) 収用の部分

変更なし

(2) 使用の部分

平成4年建設省告示第1241号、平成6年建設省告示第56号、平成7年建設省告示第1164号、平成10年建設省告示第199号、平成11年建設省告示第19号及び平成12年建設省告示第2408号の事業地のうち南安曇郡豊科町大字光、南安曇郡三郷村大字明盛、大字温及び大字小倉並びに南安曇郡堀金村大字烏川を削除し南安曇郡豊科町大字田沢、大字南穂高、大字豊科及び大字高家並びに南安曇郡穂高町大字穂高及び大字有明地内において事業地を変更する。

下水道課

公告

県営住宅の入居者を次のとおり募集します。

平成15年12月1日

長野県知事 田中康夫

1 募集団地

(1) 県営住宅の設置場所等

団地名	設置場所	構造	規 格	募集戸数
北 町 飯 山 市		中層耐火 5階建	63.6㎡ 2DKY（8畳、洋間 [9.9㎡] DK、浴室）	6戸
			74.7㎡ 3DKY（8畳、洋間 [10.0㎡] [8.5㎡] DK、浴室）	11戸
			74.7㎡（身体障害者向け） 2DKY（5.5畳、洋間 [8.5㎡] DK、浴室）	1戸

(2) 家賃月額

次の表の左欄に掲げる入居者の収入（公営住宅法施行令（昭和26年政令第240号。以下「政令」という。）第1条第3号に規定する収入をいう。以下同じ。）の区分に応じてそれぞれ右欄に定める額とします。

入居者の収入	2DKY (63.6㎡)	3DKY (74.7㎡)	2DKY (74.7㎡) 身体障害者向け
0～123,000円	22,400円	26,300円	26,300円
123,001～153,000	27,100	31,900	31,900
153,001～178,000	32,100	37,700	37,700
178,001～200,000	37,000	43,500	43,500
200,001～238,000	42,800	50,300	50,300
238,001～268,000	49,100	57,700	57,700

(3) 申込受付場所等

申込受付場所	申込受付期間	入居の時期
北信地方事務所建築課	平成15年12月1日(月)から 平成15年12月10日(水)まで	平成16年1月1日(木)

2 入居の資格

県内に居住し、又は勤務場所を有する者で、次の条件を具備し、かつ、知事が許可した者とします。

- (1) 現に同居し、又は同居しようとする親族（婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他の婚姻の予約者を含む。）があること。
- (2) 収入が、入居の申込みをした日において、月額200,000円以下（政令第6条第4項に定める高齢者等が同居する世帯にあっては月額268,000円以下）であること。
- (3) 現に住宅に困窮していることが明らかなこと。

なお、身体障害者向け住宅の入居資格に関しては、県内に居住する身体障害者（身体障害者福祉法施行規則の第1級から第4級以上までの障害のある者）で(2)の収入が月額268,000円以下であり、住宅に困窮していることが明らかなこととします。

3 申込方法

(1) 提出書類

- ア 県営住宅入居申込書（用紙は、申込受付場所及び最寄りの地方事務所において交付するほか、長野県ホームページから取り出すことが可能。）
- イ 住民票の写し
- ウ 収入状況を証明する書類
- エ 2の(1)の括弧書きに該当する場合はその事実を証明する書類、身体障害者向け住宅に応募する場合は入居資格を有することを証明する書類

(2) 申込戸数

1世帯1戸に限ります。

4 選考方法の概要及び入居の許可

- (1) 申込者の数が募集戸数を超えないときはその者のうちから、募集戸数を超えるときは公開抽選の方法により選定した者のうちから、それぞれ選考し、入居を許可します。
- (2) (1)により選定する者のほか、補欠入居選考予定者を選定し、これに順位を付することがあります。
- (3) (1)により選定された者が選考されないとき又は入居を許可された者が敷金の納入その他所定の手続をしないため入居の許可を取り消されたときは、(2)の順位に従い、補欠入居選考予定者を(1)による選考の対象とします。

5 その他

この募集についての問い合わせは、長野県住宅部住宅課又は北信地方事務所建築課にしてください。

住 宅 課

公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条の規定により許可した次の開発行為に関する工事が完了しました。

平成15年12月1日

長野県佐久地方事務所長 和田 恭 良

- 1(1) 許可番号 平成15年9月25日
長野県佐久地方事務所指令15佐地建第10-16号
- (2) 開発区域又は工区に含まれる地域の名称
小諸市大字御影新田字御影田2543-14、2543-15、字谷地原2454-9
- (3) 開発許可を受けた者の住所及び氏名
東京都練馬区柄3-6-18
株式会社やまもと 代表取締役 上野 定夫
- 2(1) 許可番号 平成15年10月31日
長野県佐久地方事務所指令15佐地建第10-20号
- (2) 開発区域又は工区に含まれる地域の名称
北佐久郡軽井沢町大字追分字池尻248-1、248-4、248-5、251-1、251-4、251-5、251-6、251-7
- (3) 開発許可を受けた者の住所及び氏名
東京都千代田区外神田6-8-3
フリージアホーム株式会社 代表取締役 奥山 治郎

建築管理課

公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条の規定により許可した次の開発行為に関する工事が完了しました。

平成15年12月1日

長野県上伊那地方事務所長 鈴木 良知

- 1 許可番号 平成15年11月10日
長野県上伊那地方事務所指令15上伊地建第30-4号
- 2 開発区域又は工区に含まれる地域の名称
伊那市大字伊那部字南原7219-1、7219-2、7219-3
- 3 開発許可を受けた者の住所及び氏名
伊那市大字伊那部1944
富県屋建設株式会社 代表取締役 小松 太門

建築管理課

公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条の規定により許可した次の開発行為に関する工事が完了しました。

平成15年12月1日

長野県下伊那地方事務所長 田野尻 正

- 1 許可番号 平成15年10月7日
長野県下伊那地方事務所指令15下伊地建第6-3号
- 2 開発区域又は工区に含まれる地域の名称
高森町山吹4534-1、4535-1、4535-2、4536、4550、4551-1、4552-1、4555-1、4556-1、4556-2、4556-5、4557-1、4558-1

- 3 開発許可を受けた者の住所及び氏名

飯田市座光寺3684番地

有限会社セブン 代表取締役 若杉 利秋

建築管理課

公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条の規定により許可した次の開発行為に関する工事が完了しました。

平成15年12月1日

長野県松本地方事務所長 高見沢 賢司

- 1(1) 許可番号 平成15年7月1日
長野県指令15建第1-5号
- (2) 開発区域又は工区に含まれる地域の名称
塩尻市大字宗賀字床尾1530-1
- (3) 開発許可を受けた者の住所及び氏名
塩尻市尾大字宗賀2078 城戸 亜紀人
- 2(1) 許可番号 平成15年8月12日
長野県指令15建第1-7号
- (2) 開発区域又は工区に含まれる地域の名称
南安曇郡豊科町尾大字豊科2604-2、2610-2、2610-3、2673-6
- (3) 開発許可を受けた者の住所及び氏名
南安曇郡豊科町大字豊科4270-6
株式会社あづみ野開発 代表取締役 鈴木 章文
南安曇郡穂高町大字穂高6053-20
穂高観光株式会社 代表取締役 小澤 尚徳
- 3(1) 許可番号 平成15年9月24日
長野県指令15建第1-13号
- (2) 開発区域又は工区に含まれる地域の名称
南安曇郡豊科町大字田沢5638-2
- (3) 開発許可を受けた者の住所及び氏名
南安曇郡豊科町大字南穂高5793-3 増澤 祐二
- 4(1) 許可番号 平成15年10月16日
長野県指令15建第1-19号
- (2) 開発区域又は工区に含まれる地域の名称
塩尻市大字広丘野村字桔梗ヶ原1788-350の内
- (3) 開発許可を受けた者の住所及び氏名
塩尻市広丘野村1788-351
大和 章・大和 光輝

建築管理課

公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条の規定により許可した次の開発行為に関する工事が完了しました。

平成15年12月1日

長野県北安曇地方事務所長 宮坂 正巳

- 1 許可番号 平成15年8月28日
長野県北安曇地方事務所指令15北安地商第29-3号
- 2 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

大町市大字大町6620-1、6620-2、6620-3、6620-4、
6620-5、6620-6、6620-7、6620-8、6620-9、6620-10、
6620-11、6620-12、6620-13、6620-14、6620-15

3 開発許可を受けた者の住所及び氏名

東京都中央区東日本橋1-3-9

株式会社グランザム 代表取締役 小玉敬重

建築管理課

公告

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）第5条の3第1項に規定する講習会を次のとおり開催します。

平成15年12月1日

長野県公安委員会

1 講習会の受講対象者、日時、場所及び参集範囲

別表のとおりとする。

2 講習科目及び時間数

講習科目	時間数
猟銃及び空気銃の所持に関する法令	2時間
猟銃及び空気銃の使用、保管等の取扱い	1時間

3 受講手続

(1) 受講の申込み

講習を受講しようとする者は、猟銃等講習受講申込書（以下「申込書」という。）2通に必要な事項を記入し、写真（提出前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景のライカ判のもの）2枚を用意して、住所地を管轄する警察署長に申し込むこと。

(2) 申込書の受付期限

講習日の5日前までとする。

(3) 受講手数料

受講手数料3,000円は、長野県収入証紙により（申込書によって、消印しないこと。）納付すること。

4 その他

(1) 受講当日は、筆記用具を携帯すること。

(2) 受講についての問い合わせ及び申込書の用紙の請求は、最寄りの警察署に行くこと。

別表

受講対象者	講習会開催月日	時間	講習会場	参集範囲
長野県内に住所を有し、現に銃砲刀剣類所持等取締法第4条第1項第1号の規定による許可を受けて猟銃又は空気銃を所持する者であって、猟銃若しくは空気銃の所持の許可又は許可の更新を受けようとするもの	1月7日(水)	午後1時から	須坂会場	北信
	1月14日(水)	午後4時まで	伊那会場	南信
	1月21日(水)		佐久会場	東信
	1月28日(水)		松本会場	中信

生活保安課